

平成28年第1回竹原市議会定例会会議録

平成28年第1回竹原市議会定例会日程

日 程	議案番号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3	報告第 1号	損害賠償額の決定について
日程第 4	報告第 2号	竹原市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 1号	行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について
日程第 6	議案第 2号	広島市と竹原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
日程第 7	議案第 3号	財産の無償貸付けについて
日程第 8	議案第 4号	竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案
日程第 9	議案第 5号	竹原市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例案
日程第10	議案第 6号	竹原市重度障害者介護手当支給条例を廃止する条例案
日程第11	議案第 7号	竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第12	議案第 8号	竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第13	議案第 9号	竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
日程第14	議案第10号	竹原市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例案
日程第15	議案第11号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第16	議案第12号	竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案
日程第17	議案第13号	竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

- 日程第 18 議案第 14 号 竹原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議案第 15 号 竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 20 議案第 16 号 竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 27 年度竹原市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 27 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 27 年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 27 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 27 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 27 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 28 年度竹原市一般会計予算
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 28 年度竹原市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 28 年度竹原市貸付資金特別会計予算
- 日程第 30 議案第 26 号 平成 28 年度竹原市港湾事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 27 号 平成 28 年度竹原市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 28 号 平成 28 年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 29 号 平成 28 年度竹原市介護保険特別会計予算
- 日程第 34 議案第 30 号 平成 28 年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 35 議案第 31 号 平成 28 年度竹原市水道事業会計予算
- 日程第 36 一般質問
- 日程第 37 閉会中継続審査（調査）について（議会運営委員会・総務文教委員会・民生産業委員会）

平成28年第1回竹原市議会定例会議事日程 第1号

平成28年2月23日（火） 午前10時開会

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1号 損害賠償額の決定について
- 日程第 4 報告第 2号 竹原市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 1号 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について
- 日程第 6 議案第 2号 広島市と竹原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 7 議案第 3号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 8 議案第 4号 竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案
- 日程第 9 議案第 5号 竹原市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例案
- 日程第10 議案第 6号 竹原市重度障害者介護手当支給条例を廃止する条例案
- 日程第11 議案第 7号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 議案第 8号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第13 議案第 9号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第14 議案第10号 竹原市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例案
- 日程第15 議案第11号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第16 議案第12号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 日程第17 議案第13号 竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第18 議案第14号 竹原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案

- 日程第 19 議案第 15 号 竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 20 議案第 16 号 竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 27 年度竹原市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 27 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 27 年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 27 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 27 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 27 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年2月23日開会

(平成28年2月23日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口広崇

議会事務局次長 住田昭徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

午前9時57分 開会

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回竹原市議会定例会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議長から報告致します。

まず、監査委員より平成27年11月から平成27年12月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理致しております陳情書等につきましては、陳情書等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、議案の説明員として市長並びに説明の委任を受けた者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告致します。

次に、市長から資料の訂正及び差し替えがありましたので、御確認を願います。

以上で議長からの報告を終わります。

日程に入るに先立ち、吉田市長から挨拶がありますので、これを許します。

吉田市長。

市長（吉田 基君） 本日平成28年第1回竹原市議会定例会が開かれるに当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席頂きまことにありがたくお礼を申し上げる次第であります。

本日定例会におきましては、損害賠償の報告に関するものが1件、条例改正の報告に関するものが1件、関係団体との協議に関するものが2件、財産の貸し付けに関するものが1件、条例の制定、廃止、または一部改正に関するものが13件、平成27年度補正予算に関するものが6件、平成28年度当初予算に関するものが9件、合わせて33件の御審議をお願い申し上げます。

諸議案の概要と致しましては、職員による交通事故の損害賠償額の決定や個人番号の取り扱いが見直されたことによる市税条例の改正について御報告させて頂くとともに、行政不服審査法の改正に伴い設置することとされた行政不服審査会の事務を広島県に委託する

ことや、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を広島市と締結することについてそれぞれ関係団体と協議することとするほか、現在呉共済忠海分院へ無償で貸し付けしている土地について、引き続き無償で貸し付けようとするものであります。

条例案につきましては、新規制定案件として、本社機能の移転により、設備投資を行う事業者への固定資産税の不均一課税に関する規定を定めるとともに、消費生活センターの組織及び運営等の基準を定めることのほか、廃止案件として重度障害者介護手当支給事業を廃止することとするものであります。

一部改正案件につきましては、人事院勧告等に合わせた給与改定を行うほか、行政不服審査法の改正に伴う適用除外や手数料等の規定の整備、財産の譲与または無償貸し付け等に係る対象の拡充、地方公務員法の改正に伴う人事行政に係る報告事項等の整理、地域密着型の介護サービスに係る人員等の基準の整備を行うとともに、市民ニーズや地域課題に的確に対応すべく、次年度において組織体制の見直しをするための改正を行うこととしております。

補正予算につきましては、人事院勧告や職員の異動に伴う人件費の過不足を調整するとともに、地方創生や情報セキュリティ対策、臨時福祉給付金など国の補正予算に計上された財源を活用した事業の追加や本年度予算計上した各種事業の精算を行うものであります。

当初予算につきましては、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の計9会計、総額224億623万7,000円を計上し、総合計画の後期基本計画のテーマとした「ふるさと竹原の強みを活かした更なる挑戦 人口減少社会に対応した活力ある竹原市をめざして」を踏まえ、市民の皆様とともに一人一人が輝き、豊かさと住みよさを実感することができる竹原市の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

各議案の詳細につきましては、この後各担当から御説明申し上げますが、議員各位におかれましては、何卒慎重に御審議頂いた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより日程に入ります。

日程第1

議長（北元 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において4番高重洋介議員、

10番宮原忠行議員を指名致します。

日程第2

議長（北元 豊君） 日程第2，会期の決定についてを議題と致します。

お諮り致します。

今期定例会の会期は，本日から3月17日までの24日間と致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，今期は本日から3月17日までの24日間と決定致しました。

日程第3

議長（北元 豊君） 日程第3，報告第1号損害賠償額の決定についてを議題と致します。

提出者の報告を求めます。

建設産業部長。

建設産業部長（谷岡 亨君） ただいま議題となりました議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページ，補足説明書の3ページをお願い致します。

本件は，交通事故に伴う損害賠償額について，地方自治法第180条第1項の規定により専決処分致したものであります。

事故の概要を申し上げますと，平成27年9月16日午後4時35分ごろ，竹原市仁賀町の交差点において産業振興課の職員が運転する公用車が右折中，相手車両が追い越そうとしたため当該車両と接触し，その一部が損傷したものであります。

その後，相手方との話し合いの結果，事故の責任割合に応じ，相手車両の修理代4万8,000円を賠償することとし，平成28年2月10日に専決処分致したものであります。

平素から安全運転に努めているところでございますが，今後につきましても，車両運転時の事故防止について，より一層の徹底を図ってまいります。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

日程第4

議長（北元 豊君） 日程第4，報告第2号竹原市税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題と致します。

提出者の報告を求めます。

総務部長。

総務部長（中川隆二君） ただいま議題となりました議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページ，補足説明書の4ページをお願い致します。

本案は，地方税分野における一部の手続において個人番号の取り扱いが見直されたことに伴い，竹原市税条例の一部を改正する条例の一部について平成27年12月28日までに改正し，同日から施行する必要があるため，地方自治法第179条の規定により，同日に専決処分致しましたので，同条第3項の規定により御報告し，御承認をお願いするものであります。

その内容と致しましては，市民税及び特別土地保有税における減免申請において，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による個人番号の記載を不要とする措置を講じるものであります。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略致したいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5～日程第26

議長（北元 豊君） 日程第5，議案第1号行政不服審査会事務の事務委託に関する協議についてから日程第26，議案第22号平成27年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの22件を一括して議題と致します。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

総務部長（中川隆二君） ただいま議題となりました議案のうち、私からは議案第1号から第3号まで、第7号から第14号まで及び第17号から第22号までの17議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の7ページ，補足説明書の5ページをお願い致します。

議案第1号行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について御説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法の全部が改正されたことにより設置することとされた行政不服審査会の事務について広島県に委託することに関し、県と協議するため、議会の議決を求めるものであります。行政不服審査会は、行政不服審査法の改正に伴い新たに設けられることとなった機関であり、審査庁へ提出された審理員意見書について、その内容の公正性の向上を図るため、審査庁からの諮問を受け、答申することが主な事務となることから、当該事務を行うに当たっては高度な専門性が必要とされるため、豊富な事案を有し、多方

面にわたる有識者により構成される広島県の行政不服審査会に事務を委託することが適当であると考え、協議することとするものであります。

次に、議案書の11ページ、補足説明書の6ページをお願い致します。

議案第2号広島市と竹原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について御説明申し上げます。

本案は、広島市と竹原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関し、広島市と協議することについて議会の議決を求めるものであります。

この連携協約は、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とし、取組の基本方針、連携を図る取組の内容及び役割分担、広島市長との連絡会議、連携協約の変更や廃止手続等を規定するものとなっており、本市と広島市、呉市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、岩国市、柳井市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、世羅町、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町の11市13町で構成する広島広域都市圏協議会の圏域において連携中枢都市圏の形成を図るものであります。

次に、議案書の21ページ、補足説明書の7ページをお願い致します。

議案第3号財産の無償貸付けについて御説明申し上げます。

本案は、国家公務員共済組合連合会へ無償で貸し付けております竹原市忠海中町二丁目4425番48及び4425番84の土地を引き続き無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

現在無償で貸し付けております土地550.35平方メートルにつきましては、毒ガス障害者救済の中核的役割を担う呉共済病院忠海分院の敷地として平成28年4月1日から平成33年3月31日まで引き続き無償貸付けを行い、同院の安定した運営に資するとともに、今後ともより一層の地域医療の充実と診療体制の整備に努めて頂き、毒ガス障害者救済病院として引き続き充実した良質の医療の提供に寄与しようとするものであります。

次に、議案書の33ページ、補足説明書の11ページをお願い致します。

議案第7号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、人事院の平成27年8月6日付けの給与改定に関する勧告等を考慮して、職員の給与を改定するとともに、祝日の追加に伴い、勤務1時間当たり給与額の算出方法の見

直しなどをするものであります。

本年度においては、若年層を中心に、広い範囲の俸給表の引き上げ及び勤勉手当の支給率の引き上げなどが人事院から勧告されております。本市職員の給与改定について検討した結果、国及び近隣自治体の状況を鑑み、人事院の勧告に沿って給料表を改定するとともに、勤勉手当の支給率を引き上げるほか、8月11日が新たに「山の日」として祝日とされたことから、勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる休日の日数を見直すなどするものであります。

次に、議案書の39ページ、補足説明書の12ページをお願い致します。

議案第8号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、さきに御説明致しました議案第7号の本市一般職員の給与改定を実施することにあわせ、期末手当の支給率について、現行年間支給割合4.1月分を4.2月分に改正するものであります。

次に、議案書の43ページ、補足説明書の13ページをお願い致します。

議案第9号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、さきに御説明致しました議案第7号の本市一般職員の給与改定を実施することにあわせ、期末手当の支給率について、現行年間支給割合4.1月分を4.2月分に改正するものであります。

次に、議案書の47ページ、補足説明書の14ページをお願い致します。

議案第10号竹原市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、必要な字句の整理を行うほか、審査手続の適用除外及び提出書類等の写しの交付手数料など、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、行政不服審査法の法律番号の変更や異議申し立ての審査請求への統合などによる必要な字句の整理を行うとともに、竹原市情報公開条例及び竹原市個人情報保護条例について、国の取り扱いに合わせて審理員による審理手続に関する規定の適用除外を定めること、竹原市手数料条例について審理員が行う提出書類等の写しの交付に係る手数料を政令の基準に合わせて定めることのほか、所要の規定の整理を行うもの

であります。

次に、議案書の５５ページ、補足説明書の１５ページをお願い致します。

議案第１１号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、財産の譲与または無償貸付け等について対象を拡充するとともに、字句の整理を行うなど必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、普通財産の譲与または無償貸付け等の対象に公共的団体を加えるとともに、災害時等において応急施設等とする場合や使用が困難となる場合には無償または減額貸付けすることができることとするほか、行政財産に対する準用規定や財産の貸付期間におけるただし書きの規定を設けるものであります。

次に、議案書の５９ページ、補足説明書の１６ページをお願い致します。

議案第１２号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、地方創生の実現に向けて必要な施策や事業を推進するとともに、多様化する市民ニーズ・地域の課題などに的確に対応できる組織体制とするため、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、「竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けた新たな企画立案や成果検証等を行う企画部門と、戦略の重要な柱である商工業・観光・農林水産業の振興を行う産業振興部門の連携を強化することにより、戦略の目標達成に向けた施策・事業の遂行力を高めるため企画振興部を新設し、企画政策課及び産業振興課を所管するとともに、高齢化社会の進展に伴い生涯を通じての健康づくりや安心して暮らせる生活基盤の確保、地域福祉の充実に向け、健康対策や介護、障害者支援などを包括的に対応するため福祉部を新設し、社会福祉課及び健康福祉課を設けるものであります。

また、生涯学習及び文化行政については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う総合教育会議の設置や教育大綱の策定を契機として、教育委員会において所管することと致します。

次に、建設産業部につきましては、産業振興課の移管により部名を改めるほか、上下水道課のうち下水道部門については、下水道事業のあり方検討や企業会計の導入に向けた取組に注力するため、下水道課へ課名変更することとしております。

次に、議案書の６３ページ、補足説明書の１７ページをお願い致します。

議案第13号竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正による条項移動に伴い、同法の規定を引用している条例について引用条項の整理を行うものであります。

次に、議案書の65ページ、補足説明書の18ページをお願い致します。

議案第14号竹原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い報告事項の整理を行うとともに、行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い必要な字句の整理を行うものであります。

改正の内容につきましては、報告事項の対象として人事評価及び退職管理の状況を加えるとともに、勤務成績の評定を削るほか、字句の整理を行うものであります。

次に、補正予算書1ページ、議案参考資料の110ページをお願い致します。

議案第17号平成27年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告等に基づく職員の給与に関する条例の一部改正及び平成27年4月1日付けの人事異動に伴い、人件費の過不足をほぼ全款にわたり調整するほか、国の補正予算に計上された財源を活用した事業の追加及び各種事業の精算が主なものであります。

まず、歳出であります。議会費においては、人件費の減11万5,000円、議員の報酬、活動に要する経費として旅費などの減168万3,000円、一般事務に要する経費として、臨時職員賃金などの減221万1,000円、合わせて400万9,000円を減額計上しております。

総務費においては、人件費の減1,779万5,000円、総務一般事務に要する経費として、臨時職員賃金などの減151万7,000円、嘱託員に要する経費として、嘱託員報酬などの減585万5,000円、地域公共交通に要する経費として、地域公共交通活性化事業補助金などの減379万4,000円、地方創生に要する経費として、地方創生先行型交付金を活用して実施する予定としていた事業のうち、不採択となった農林水産物みらい創造プラン策定委託料の減1,297万4,000円、国の補正予算に計上された地方創生加速化交付金を活用して実施する事業として、観光情報発信事業委託料723万6,000円、インバウンド観光促進事業負担金700万円、観光ポータルサイト更新

事業補助金400万円、街路灯設置に要する経費として、街路灯設置費補助金の減202万3,000円、電算危機管理に要する経費として、国の補正予算に計上された地方公共団体情報セキュリティー強化対策補助金を活用して実施する事業として、社会保障・税番号制度対応システム整備委託料2,693万5,000円、基金管理に要する経費として、地域振興基金積立金572万1,000円、住民基本台帳に要する経費として、地方公共団体情報システム機構交付金469万6,000円、広島県議会議員選挙に要する経費として、投票管理者等報酬や時間外勤務手当などの減806万2,000円、合わせて356万8,000円を追加計上しております。

民生費においては、人件費の減1,406万5,000円、特別会計歳入補填に要する経費として、国民健康保険特別会計繰出金2,512万2,000円、介護保険特別会計繰出金の減588万円、臨時福祉給付金に要する経費として、簡素な給付措置による臨時交付に係る事業費の減480万円、国の補正予算に計上された年金生活者等支援臨時福祉給付に係る事業費1億2,600万円、自立支援給付に要する経費として、障害サービス給付費480万円、障害者医療対策事業に要する経費として、重度障害者医療費の減912万8,000円、施設福祉に要する経費として、市外施設措置費の減167万4,000円、特別会計歳入補填に要する経費として、後期高齢者医療特別会計繰出金の減343万9,000円、療養給付費に要する経費として、療養給付費負担金の減2,366万5,000円、乳幼児医療給付に要する経費として、乳幼児医療費の減389万4,000円、子育て世帯臨時特例給付金に要する経費として、システム改修委託料などの減340万円、特別児童扶養手当・児童扶養手当事業に要する経費として、児童扶養手当の減594万円、保育事業に要する経費として、代替保育士賃金などの減294万1,000円、認定こども園等に要する経費として、一時預かり事業補助金の減811万円、1号認定子ども給付費2,930万円、母子父子家庭援護に要する経費として、施設入所措置費の減833万1,000円、生活保護事務に要する経費として、生活保護システム利用負担金の減333万7,000円、生活保護各扶助に要する経費として、生活保護費の減2,000万円、合わせて6,661万8,000円を追加計上しております。

衛生費においては、人件費の減2万2,000円、健康診査に要する経費として、各種がん検診委託料の減100万円、予防接種に要する経費として、予防接種委託料の減184万4,000円、合併処理浄化槽普及に要する経費として、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減748万円、地球温暖化対策に要する経費として、太陽光発電システム施設

整備工事などの減1,292万5,000円、母子保健推進に要する経費として、不妊治療支援費補助金の減120万円、広島中央環境衛生組合に要する経費として、当該組合への負担金の減1億1,749万8,000円、合わせて1億4,196万9,000円を減額計上しております。

労働費においては、人件費2,000円を追加計上しております。

農林水産業費においては、人件費の減801万8,000円、中山間地域等直接支払制度に要する経費として、中山間地域直接支払事業補助金の減725万2,000円、農業用施設整備に要する経費として、地元施工原材料の減120万円、圃場整備事業に要する経費として、中田万里地区圃場整備工事などの減2,800万円、合わせて4,447万円を減額計上しております。

商工費においては、人件費784万7,000円、商工業振興対策に要する経費として、土地取得奨励金の減509万5,000円、合わせて275万2,000円を追加計上しております。

土木費においては、人件費の減689万2,000円、道路維持補修に要する経費として、市道維持補修工事などの減1,057万円、県営道路整備事業に要する経費として、当該事業に係る整備負担金の減568万円、橋梁維持改修に要する経費として、橋梁維持補修工事の減805万円、県営港湾整備事業に要する経費として、当該事業に係る整備負担金の減3,056万7,000円、住環境整備に要する経費として、住宅改修助成事業の減130万円、立地適正化計画策定に要する経費として、当該計画策定業務委託料の減200万7,000円、都市公園整備に要する経費として、公園施設整備工事の減1,273万4,000円、県営街路整備事業に要する経費として、当該事業に係る整備負担金750万円、新開土地区画整理事業に要する経費として、移転補償費や工事請負費などの減1億6,000万円、都市基盤整備基金積立金2,272万5,000円、特別会計歳入補填に要する経費として、公共下水道事業特別会計繰出金673万5,000円、住宅管理に要する経費として、市営住宅施設整備工事などの減926万5,000円、樋門維持管理に要する経費として、樋門施設管理業務委託料などの減202万2,000円、県営急傾斜地崩壊対策事業に要する経費として、当該事業に係る整備負担金の減480万円、急傾斜地維持補修に要する経費として、維持管理業務委託料などの減170万円、合わせて2億1,862万7,000円を減額計上しております。

消防費においては、常備消防に要する経費として、常備消防委託料の減727万5,0

00円、消防団運営に要する経費として、嘱託員報酬の減131万8,000円、消防施設整備に要する経費として、防火水槽施設整備工事の減520万円、合わせて1,379万3,000円を減額計上しております。

教育費においては、人件費の減271万1,000円、小中一貫校施設整備に要する経費として、忠海小中一貫校施設整備事業が完了したことに伴う精算減1億1,287万7,000円、国の補正予算に計上された学校施設環境改善交付金を活用した吉名小中一貫校施設整備工事1億8,200万円、小学校施設整備に要する経費として、小学校施設耐震化工事などの減1,923万4,000円、中学校施設整備に要する経費として、竹原中学校校舎に設置している受水槽の改修に係る財源を、当初予定していた地方債から国の補正予算に計上された学校施設環境改善交付金に変更することや、中学校施設耐震化工事などの減869万5,000円、学校給食運営に要する経費として、臨時職員賃金の減184万5,000円、施設管理に要する経費として、給食配送業務委託料の減160万8,000円、合わせて3,503万円を追加計上しております。

災害復旧費においては、公共土木施設災害復旧に要する経費として、測量設計委託料200万円を減額計上しております。

公債費においては、地方債償還に要する経費として、地方債の借入れ時の利率が当初見込みより下がったことなどにより、利子1,362万1,000円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。市税においては個人市民税2,894万8,000円、法人市民税1,737万1,000円、固定資産税の減1,814万1,000円、合わせて2,817万8,000円を追加計上しております。

また、歳出に係る特定財源においては、分担金及び負担金584万3,000円、県支出金9,408万8,000円、減債基金、地域振興基金、都市基盤整備基金からの繰入金1億3,234万4,000円、市債9,960万円を減額計上し、使用料及び手数料267万2,000円、国庫支出金1億967万3,000円、財産収入2,272万5,000円、寄附金572万円、貸付資金特別会計繰入金430万円、諸収入461万円を追加計上しております。

一般財源においては、利子割交付金140万円、配当割交付金610万円を減額計上し、地方譲与税250万円、株式等譲渡所得割交付金330万円、地方消費税交付金6,090万円、自動車取得税交付金630万円、地方交付税1億9,208万4,000円

を追加計上しております。これに加えて、財政調整基金繰入金4億3,410万6,000円を減額することにより、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ3億3,051万9,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ129億1,223万7,000円となるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。

総務費においては、社会保障・税番号制度対応システム整備事業及び観光情報発信事業について、国が補正予算により新たに計上した財源を活用して事業を実施することとしましたが、年度内に完了することが困難なため繰り越すものであります。また、個人番号カード交付事業について、個人番号通知カード等関連事務の委託先である地方公共団体情報システム機構が、事務手続に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

民生費においては、年金生活者等臨時福祉給付金給付事業及び保育料システム改修事業について、国が補正予算により新たに計上した財源を活用して事業を実施することとしましたが、年度内に完了することが困難なため繰り越すものであります。

衛生費については、PCB廃棄物処理事業について、当該廃棄物の処理を委託することとして委託先事業所へ搬入した後に処理施設の異常が見つかり、調査及び改修が必要となったことから年度内に完了することが困難なため繰り越すものであります。

土木費においては、新開土地区画整理事業について、建物移転補償に伴う関係者との交渉に不測の日数を要したため繰り越すものであります。また、県営港湾整備事業、県営道路改良事業及び県営急傾斜地崩壊対策事業について、県事業費の繰り越しに伴いその負担金について繰り越すものであります。

教育費においては、吉名小中一貫校施設整備事業及び中学校給排水施設整備事業について国が補正予算により新たに計上した財源を活用して事業を実施することとしましたが、年度内に完了することが困難なため繰り越すものであります。

次に、補正予算書105ページ、議案参考資料の115ページをお願い致します。

議案第18号平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。人事院勧告等に基づく職員の給与に関する条例の一部改正及び平成27年4月1日付けの人事異動等に伴い、人件費について調整した結果、158万円を減額計上しております。

保険給付費においては、療養給付費に要する経費として療養給付費負担金5,453万

5,000円、高額療養費に要する経費として高額療養費負担金2,727万7,000円、合わせて8,181万2,000円を追加計上しております。

介護納付金においては、介護保険に要する経費として、介護納付金負担金614万1,000円を減額計上しております。

保健事業費においては、保健事業普及に要する経費として、人間ドック委託料184万9,000円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります、国庫支出金3,102万4,000円、県支出金681万円、共同事業交付金4,534万2,000円を追加計上するとともに、一般会計繰入金1,093万4,000円を減額計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ7,224万2,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ42億1,938万4,000円となるものであります。

次に、補正予算書127ページ、議案参考資料の116ページをお願い致します。

議案第19号平成27年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります、貸付金においては一般事務に要する経費として、一般会計繰出金430万円、貸付金に要する経費として、竹原市奨学金などの減182万円、合わせて248万円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります、諸収入248万円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ248万円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ1,277万2,000円となるものであります。

次に、補正予算書139ページ、議案参考資料の117ページをお願い致します。

議案第20号平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります、人事院勧告等に基づく職員の給与に関する条例の一部改正及び平成27年4月1日付けの人事異動等に伴い人件費について調整した結果、751万8,000円を追加計上しております。

公共下水道費においては、公共下水道事業に要する経費として、污水管及び雨水管等の整備に係る事業費の精算等により3,679万円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります、分担金及び負担金136万7,000円、国庫支出金

710万円、市債3,050万円を減額計上するとともに、使用料及び手数料296万円、一般会計繰入金673万5,000円を追加計上することにより、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,927万2,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ7億1,566万円となるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。

公共下水道費においては、雨水対策工事において、当初予定していた整備方法及び設計範囲の見直しが必要となり、関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

次に、補正予算書159ページ、議案参考資料の118ページをお願い致します。

議案第21号平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。人事院勧告等に基づく職員の給与に関する条例の一部改正及び平成27年4月1日付けの人事異動等に伴い人件費について調整した結果、738万9,000円を減額計上しております。

総務費においては、一般事務に要する経費として、システム改修委託料235万4,000円を減額計上しております。

基金積立金においては、基金管理に要する経費として、介護給付費準備基金積立金764万7,000円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。国庫支出金250万円を追加計上するとともに、介護保険料1,401万円、繰入金588万円を減額計上することにより、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,739万円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ33億3,736万1,000円となるものであります。

次に、補正予算書175ページ、議案参考資料の119ページをお願い致します。

議案第22号平成27年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。分担金及び負担金においては、保険料等負担に要する経費として、保険料等負担金2,443万7,000円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。前年度繰越金87万5,000円を追加計上するとと

もに、後期高齢者医療保険料2, 187万3, 000円、繰入金343万9, 000円を減額計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ2, 443万7, 000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ4億1, 804万1, 000円となるものであります。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 建設産業部長。

建設産業部長（谷岡 亨君） ただいま議題となりました議案のうち、私からは議案第4号及び5号につきまして御説明申し上げます。

議案書の23ページ、補足説明書の8ページをお願い致します。

議案第4号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案について御説明申し上げます。

本案は、地域再生法の一部が改正されたことに伴い、地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、または増設した事業者について固定資産税の不均一課税を行うため、必要な規定を整備するものであります。

提案の内容につきましては、地方活力向上地域において本社機能を有する特定業務施設を整備する事業者に対し、3年間の固定資産税の不均一課税を行うものであり。東京23区からの本社機能を移転する「移転型」につきましては、1年目0.14%、2年目0.35%、3年目0.7%とし、地方における本社機能を拡充する「拡充型」につきましては、1年目0.14%、2年目0.467%、3年目0.933%とし、地方拠点の強化、拡充を行う企業を支援するものであります。

次に、議案書の27ページ、補足説明書の9ページをお願い致します。

議案第5号竹原市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例案について御説明申し上げます。

本案は、消費者安全法の一部が改正されたことに伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する基準について条例で定めることとされたことから、必要な規定を整備するものであります。

提案の内容につきましては、消費者安全法に基づき参酌することとされた府令の規定に合わせて、消費生活センターにおける職員の配置、相談員の資格及び処遇並びに情報の安全管理等について定めるものであります。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君）　ただいま議題となりました議案のうち、私から議案第6号、議案第15号及び第16号につきまして御説明を申し上げます。

議案書の31ページ、補足説明書の10ページをお願い致します。

議案第6号竹原市重度障害者介護手当支給条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

本案は、国の障害福祉制度の充実、本市の障害福祉施策の推進状況を鑑み、重度障害者介護手当を廃止するものでございます。重度障害者介護手当につきましては、障害者の援護の充実及び保護者の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、昭和49年に創設されました。創設当時は、障害者に対する在宅福祉施策がほとんどない状況でありましたが、その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の施行など障害者施策は目まぐるしく変化をする中、現在では居宅介護及び短期入所をはじめとする障害福祉サービス提供事業所が増加し、低所得者の自己負担分の軽減を図りながら在宅福祉サービスを提供している状況にあり、また重度障害者の入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図ることを目的とした新たな支援事業の実施を予定している状況を踏まえ、総合的に判断し、当該手当を廃止するものであります。

今後におきましても、障害福祉計画等に基づき障害者施策の向上を図り、障害者の社会参加の促進・支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案書の67ページ、補足説明書の19ページをお願い致します。

議案第15号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正され、指定地域密着型サービスの事業の実施に係る基準が改められたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、省令の改正内容に合わせて、地域密着型サービスとして新たに創設される地域密着型通所介護に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定めるほか、認知症対応型通所介護事業者に運営推進会議の設置を義務づけ、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとするものであります。

次に、議案書の91ページ、補足説明書の20ページをお願い致します。

議案第16号竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の実施に係る基準が改められたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、省令の改正内容に合わせて、介護予防認知症対応型通所介護事業者に運営推進会議の設置を義務づけ、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聴く機会を設けることとするものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） ただいま議題となっております22件につきまして、これより総括質疑に入ります。

それでは、質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番松本進議員の質疑を許します。

松本議員。

13番（松本 進君） それでは、議案第2号から質問に入りたいと思います。

この議案は、広島市と竹原市との広域連携都市形成、これに関わる議案でありまして、ここで私が伺いたいのは、この連携協約を締結することによってどうなるのかということです。原則的な質問ですけれども、地方自治法第1条の2第2項、また同法第1条の3第2項、ここには地方自治法の本旨が定めてあります。これと、住民に身近な行政はできる限り地方団体に委ねることを基本とすること、このことも明記されております。ですから、この協定を結ぶことによってどうなるのかということで、地方自治の役割や自主性や自立性の担保をどのように認識され、対応されようとしているのかという原則的な内容の認識を伺っておきたいと。

それから、1つ事例として、今竹原市の人口減少にどう歯止めをかけていくかと、これは大きな課題ですし市民の関心が大きいところであると私は思います。私は、この人口減少歯止め策としては竹原市内の子育て支援とか循環型雇用、若者の働く場所、竹原市でどうつくっていくかということが大きな課題だと思うんです。ですから、この連携協定にはそのことが見えてこない。ですから、あえてこの竹原市の人口歯止め策、1点でも2点で

もいいですから示して頂きたいと。これが第2号議案についての質問です。

それから次は、第6号議案について伺います。

この議案というのは、重度障害者介護手当を廃止しようという条例であります。端的に伺いたいのは、この制度の役割、これが全て完了したという認識なんでしょうか。市長に是非お伺いしたいと。

それからまた、新たな事業、新事業ということを予定されております。この新事業はいつから始まって、重度障害者介護の受け皿と申しますか、また家族介護の支援と申しますか、この支えとして、支援として十分な対応となるのかどうか、十分な対応ができるのかどうかを伺っておきたいと。そして、新たなこの事業の利用者の負担がどうなるのかということについてもお尋ねしておきたいと。

3番目には、議案第8号、議案第9号についてでありますけれども、これは我々市議会議員や、あとは特別職、市長や副市長、教育長の給与を引き上げるという内容でありまして、端的に聞きたいのは、この今の状況の中で市民への説明責任、この提案することについての説明責任を市長はどのようにお考えなのかと、簡潔に伺いたいと思います。

それから、4点目としては議案12号についてであります。

竹原市の事務分掌を改定するという条例案であります。これまでいろいろ行政組織を変更、改定してきました。今回の提案というのは、新たに2つの部、2部、企画振興部と福祉部、これを新設すると、部を新設するということでもあります。ここで部を新設する最大の目的や狙いは何なのかと。例えば、私が受けとめるのは新年度になって新たな事業を展開する、そのためにこういう組織を変えて、職員をそこに配分してこの事業を進めていくんだという大きな目的がないと、余り変えたとしても効果が上がらないということは明らかであります。ですから、それともう一つは、部を増やして課の職員を充実しなくては、今まで見て皮肉っぽい言い方になるかも知れませんが、管理職は増やしたけれども、現場での課の職員がなかなか増やされていない、かえって減るばかりだということではうまく仕事が機能しない、動かないということは、誰が考えても明らかだと思うんです。ですから、私はそうであってはいけないということで、この2部を増やす最大の目的は何なのかと、それに伴う課の職員数は増やすのかどうかということをお聞かせください。

それから、生涯学習、文化行政、これを教育委員会に所管させると、これについての最大の目的と狙いということもあえてお聞きしておきたい。従前にこの教育委員会に所管し

ていたのを、一部市長部局に変えるという、その当時の組織改革の時に私もいろいろ議論を申し上げました。考えるもんと執行部のもんと、これが一体でないとうまく機能しませんよということで、その当時の組織改革に反対しました。それを、これを戻すこと自体はいいことなんだけれども、いろいろもうその都度その都度変更されて、竹原市の本当に文化が継承されるという担保がどこにあるのかなということが大変心配ですので、この提案についての最大の目的、効果といたしますか、あわせてお聞きしたいと。

5点目は、議案第17号、一般会計の補正予算についてでありますけれども、ここには、1つは地方創生交付金の不採択があります。地方創生プラン策定委託料の減額1,297万4,000円、この減額の理由と今後の対応について伺っておきたい。

それから、補正予算の2つ目は、広島中央環境衛生組合の経費負担金1億1,749万8,000円の減額という補正であります。この内容の理由、今後の対応はどうされるのかについても簡潔にお答え頂ければと思います。

それから、3点目としては、吉名小中一貫校施設整備工事費が1億8,200万円計上されて繰越明許ということですが、この吉名における小中一貫教育を行うに当たっての保護者や教職員や地域関係者の合意形成がどのように図られているのかということについて、再度お聞きしたいと。

4点目として、小中学校等の耐震化の減額補正が、それぞれ小学校、中学校、減額補正が行われております。端的に聞けば、市の計画でも今年度、平成27年度耐震促進化完成予定という位置付けでありました。ですから、減額補正をされているということは、素直にとれば小学校、中学校、幼稚園等の学校施設の耐震化が100%完了したというふうに私は受け取りますけれども、それでよろしいかどうかを質問としたいと思います。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 大きく5点質問を頂いております。

私の方からは、1点目と3点目から5点目についてお答えをさせて頂ければと思います。

まず、1点目の議案第2号についてでございますけれども、議員の方から引用されました地方自治法第1条の2第2項は、これは国と地方公共団体間の役割分担のあり方について、国において遵守しなければならないことが規定をされているものでございまして、また地方自治法第1条の3第2項については、普通地方公共団体の種類について規定がされているものと考えております。

本議案につきましては、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づく連携協約でございますので、したがって制度設計時点において、国や法制審議会等において議論し、地方自治の役割分担、自主性、自立性については担保なされているものと認識しております。

それから、各連携する事業につきましては議案書の別表に掲載をさせて頂いておりますので、そういったことの事業を連携していく中で、この圏域人口、また活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するというものを目的としているものでございます。

それから、3点目の議案第8号及び議案第9号に関する人事院勧告に伴う市の一般職の給与の改正に合わせて議員または特別職の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げるといふ部分につきましては、これは本市における議員または特別職の期末手当の基準が一般職員の期末手当及び勤勉手当と同様にしているものがございます。その理由については、全国多くの自治体が官民比較の上に成り立つ人事院勧告に準じて改正される一般職給与の期末手当と議員または特別職の期末手当を同水準としていることから、人事院勧告に伴い改正を行っているものでありますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

それから、議案第12号事務分掌の改正につきましては、補足説明でも申し上げましたとおり、今回の組織改正の内容につきましては、「竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、こちらの実現に向けて新たな企画立案、成果検証を行う企画部門、それから戦略の重要な柱である商工業・観光・農林水産業の振興を行う産業振興部門の連携を強化する、それから戦略の目標達成に向けた施策事業の遂行力を高めるという目的で企画振興部を新設する、それから高齢化社会の進展に伴って生涯を通じた健康づくり、安心して暮らせる生活基盤の確保、地域福祉の充実に向けた健康対策、介護、障害者支援、これらを包括的に対応したいということで福祉部を新設するというところでございます。

また、生涯学習及び文化行政につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、総合教育会議を設置したこと、また教育大綱の策定、これをきっかけとしまして、教育委員会において所管することとしたものでございます。

それから、5点目の補正予算でございますけれども、今回の補正予算につきましては年度末ということで、先ほど補足説明で御説明したとおり、歳入歳出それぞれ財源の精査や各種事業の精算が主なものとなっております。歳出全般につきましては、御説明しました金額の増減の要因が大きい各種事業の追加、それから精算見込みによる補正予算を計上しているということで、御理解のほどをよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） それでは、2点目の重度障害者介護手当支給条例の廃止に関しまして御答弁申し上げます。

重度障害者介護手当につきましては、先ほどの総括説明でも申し上げましたとおり、障害者に対する在宅福祉施策がほとんどない状況にありました昭和49年に創設されたものでございまして、その後、障害者基本法の改正や障害者総合支援法の平成25年4月の施行などを受けまして障害者福祉施策は大きく拡充される中、在宅福祉サービスをはじめ施策の充実が図られてきたというところがございます。こうした障害福祉施策拡充の背景などを総合的に判断致しまして、当該手当が所期の目的は果たされたものというふうに判断を致しまして、このたび廃止をさせて頂きたいというふうに思っているところでございます。

なお、新たに実施される重度障害者入院時コミュニケーション支援事業につきましては、これは障害者総合支援法の大きな政策のたてりの中にあります障害者の地域生活支援として行おうとしているものでございます。平成28年度からの実施を予定しております。重度障害者の入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施するものでございます。したがって、この事業は重度障害者介護手当に代替する制度ではございません。障害者福祉サービスの自己負担は、原則としてサービスの提供に要した費用の1割負担でございます。しかしながら、所得の少ない人の負担が大きくなならないような軽減措置が現在設けられ、サービス提供を行っている状況でございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） まず、第1番目の連携協定の質問でありますけれども、言葉の上では自主性、自立性は担保されているということと言われるんですけども、本来地方自治体の仕事、市の仕事っていいですか、住民福祉の増進を図ることが基本だということも明記されて、それであとは先ほどありましたように、住民に身近な行政サービスといいですか、そこはでき得る限り地方自治体で頑張ろうじゃないかと、やるべきじゃないかという、基本とするということをあえて書いてあります、示しております。ですから、私はそういう立場から、ただこの文書がこう書いてあるのは知っているわけですけども、具体的な説明が、大枠でこの協定を結べば今の竹原市が衰退している人口減少に歯止めをかけ

るよという説得力ある説明が全くないですね、今のとこ聞くと。逆に私は心配な例があるんで確認したいんですけども、今福山市でも連携広域、こういったことが今取り組まれておりまして、この中にあるのは、竹原市のここにもありますけれども、この資料1の中に連携中枢都市制度の活用という説明があつて、この中には先ほど言った経済の分はもう一回具体的に、こういった竹原市で雇用を増やす、いろんな子育て支援をするという大枠の視点があれば、まず第1点目にこういったプランを、竹原市につながる、人口減少の歯止めにつながる施策があるのかということ、まず1点再質問したいと思うんです。

それから、2点目として私が大変心配なのは、これは福山市の例の中で述べたいんですけども、この参考資料の中にも高次の都市機能の集積強化と、高い次元での都市機能を集積するんだという取組をするんだということですよね。それで、福山市の例がどういうことをやっているかと、都市機能の都市のコンパクト化なんです。具体的にどうかっていうのは、これは2014年8月1日施行の都市再生法特別措置法に基づいて立地適正化計画、竹原市も今つくってますけど。コンパクトな都市をつくるんだと、何か聞こえはいいんだけど公共施設のサービスを再編成するという事なんです。だから、公共施設の竹原市にある総保有量を縮小するんです、この再生法は。それで、私も前の議会で聞きました。人口が4割減るからそれに伴ったような都市機能を集約化するんじゃないかと、さすが人口の減少に伴うそういうことはしませんという答弁でした。しかし、法律そのものは都市機能をコンパクトなまちづくり、高次の都市機能の集積強化をなさいよということが、この連携協定の柱の2番目です。ですから、福山市ではさっき言った公共施設の保有量そのものを縮小するんだと、そして効率的な活用を図るんだという事が柱になっているわけです。その中の第1番には、小中一貫教育なんです。これで大きなある小中学校を統廃合していくということが明確に書いてあります。だから、私はあえて竹原市のさっき補正予算の分でも聞きました。こういった公共サービスを、小学校で、中学校でいえば統廃合する、明確に書いてある。それと、公民館やコミセンやふれあいプラザ、こういった地域にある複数のサービス、これも交流館1つに統廃合する、集積するんだということも書いてあるんです。これが福山市でやってる連携広域形成の中身なんです。私は、これにも法律に基づく2014年8月1日の都市再生特別措置法がありますから、ここでコンパクトな町をつくりなさい、市適正化計画をつくってやりなさいということがちゃんと書いてある。だから、この中の一環を加速度的に進めようというのが、私は今回の連携協定につながるんじゃないかという心配をするわけです。ですから、竹原市がここに書いてある

この連携協定を結んだ場合、高次の都市機能の集積強化とは今ある公共サービス、公共施設、集約化をどこまでするのかということを端的にお答えください。そうじゃないよと、そう書いてあることは違うんだと、竹原市の今ある公共施設は減らすことはない、私は前回4割減らすというのは、人口減少に伴ってはそう書いてあるから心配で12月議会の時に質問しました。しかし、そうではないという答弁でした。だから、この法律はそうだけれども、竹原市が広島市と連携協定を結んだ場合はこういったことが起こらないよという説明責任をしなくてはいけない。ですから、私はそういう心配があるから、この連携協定を結んで今ある公共施設や公共サービスの集約化はやるんですか、やらないんですかという大枠を聞いておきたいし、もしやるとすれば、法律は書いてあるわけですがけれども、集約化をやるとすれば竹原市の人口減少、地域の振興、どう結びつくのかと、これをわかりやすく説明する必要があるんじゃないかというふうに思います。ですから、法律はこういう集約化する、協定の中にも書いてある。竹原市ではどういった集約化をするのかと、今ある公民館とかいろんな施設がありますよね、学校もあります。そういう施設はどこまで集約化するのかということを端的にお答え頂ければと。

それから、2点目の議案第6号についてですけれども、だから、私は廃止とする、なぜ廃止するのかなと、今の重度障害を抱えておられる介護者の負担、この手当てで一つの激励、励ます手当てというふうに私は受けとめておりました。しかし、制度が変わってこの役割が終わったのなら、あ、そうかということになるでしょうけれども、ますます役割は強まってこそ私は廃止する理由にはならないと思うんです。新しいサービスも平成28年からで、この手当てにかわるような、代替えのサービスではないと言われる。なぜ廃止しなくてはいけないのかと、廃止する最大の理由について、市長、もう一度あなたの方にお聞きしておきたいと、市長がこれは明確に答えるべきだと。

それから、3点目としては、我々議員とか特別職の0.1%の期末手当の引き上げです。それは人勧とかいろいろ、職員の私は引き上げには大賛成です。しかし、我々は政治家だから竹原市の市民にきちっと説明して竹原市の経済も元気になってきとるじゃないかと、だから我々もそれと等しいような報酬に上げてもらってますます頑張っていこうと、そのために提案したんだよというのなら一定の市民の理解は得れると思うんです。しかし、確かに人勧で職員のを上げるのは大賛成です。しかし、我々はそういったことだけで市民への説明責任が果たせるのかということです。ですから、政治的な判断でどうなのかということは市長しか答弁できないと思いますので、そこらを明確にお答え頂ければと。

それから、事務分掌についてですけれども、詳しくはまた関連であるとしても、その担当部の職員は今何人おって、要するに何人増やすかというのは担当委員会で聞いてもいいんですけども、ここで確認したいのは、部を設けてこの担当課の職員は今より増やすんですか、減らすんですか。そのことを大枠として、これは部課長でもいいですからお答えしてください。

それから、教育委員会の所管という面について、数年前にこの教育委員会から執行機関に分離したという言い方がいいのか、そこはわかりませんが、本来教育委員会が所管してた竹原市の文化行政、執行、これを一体的に扱ってきた、いろんな予算の面では不十分だという声があるにしても一体的に取り組んできた。しかし、それを数年前に市長部局、執行機関は分けるということが行われました。しかし、これで本当にうまくいったのかと、いくのかという面では、分けた時の、分離した時のいろいろ課題なりないと、そこを総括して今回もう一回一体的にやるべきじゃということの反省とといいますか、検証が要るんじゃないかと思うんですが、それを全くなくて、法が変わったからそれに並行してやってるんだということだけでは、継続的なしっかりしたこの文化行政等はできないと思うので大変心配するわけで、明確にそこらの検証がされたのかどうかを含めて再確認させて頂きたい。

それから、補正予算に関わってはいろいろ言われたんですけども、ここで聞きたいのは、組合の負担金が大きく減らされていると、それと吉名の小中一貫教育が新たに予算計上されて繰越明許でやられるということで、私は先ほど福山市の例で、この教育の施設整備のために福山市では統廃合をやっている、今回も竹原市の施設整備工事費1億8,200万円という計上と繰越明許ですから、ここの点の小中一貫教育のことについて再質問は、この財源として学校施設整備改善交付金ということの説明されました。これは施設整備の交付金という面では、私は耐震とかいろんな面の改善に使うのかなというふうに理解してたんですけども、そうじゃなくて小中一貫教育っていうのは、今度は異次元の問題とといいますか、単なる施設整備を、悪いところを直すとか新たに建てかえるとかという範疇じゃなくて……。

議長（北元 豊君） 松本議員、予算について詳細の部分に入っておりますので、注意してください。

13番（松本 進君） わかりました。ですから、そういう学校施設整備交付金の中身が拡大されて使われてるんじゃないかという心配するものですから交付金の趣旨と、もう一

つ確認というのは、小中一貫教育の内容とは別で施設整備のために小中一貫教育をやるんだというふうに理解していいのかどうかを確認したい。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 再質問ということで、改めて議案第2号の関係、連携中枢都市圏に関わる連携協約でございますけれども、先ほども御答弁申しましたように、今回はこの地方自治法の第252条の2、協議会の設置ということで御提案させて頂いております。今議員が申されている部分については、なるほど、広島市は広島市、竹原市は竹原市で各行政区域におけるそれぞれの行政の役割というのは当然あるわけでございますけれども、今申し上げました252条の2、協議会の設置ということで、普通地方公共団体は普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し、及び執行し、もしくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、または広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができるという背景で御提案をさせて頂いております。

その252条の2、3項においては、それに関しては議会の議決を得なければならないというこの根拠に基づいて今回議案を整備させて頂いておりますので、個別具体のそれぞれの市の役割においてやる政策については、それはそれで、例えば我々でいうと総合戦略に掲げる部分で人口減少社会に対応していきたいという部分は持っております。ということで、是非御理解を頂きたいと思えます。

それから、3点目の議員を含む特別職の手当の改正の部分につきましては、先ほど御答弁も申し上げた経緯の中で0.1月のアップを御承認頂ければということでございます。

それから、4点目の事務分掌につきましても先ほど御説明した部分でございまして、個別具体的な組織の中身の部分については委員会で御説明申し上げたいというふうに考えておりますし、補正予算に関しましても、個別具体的な内容につきましては委員会において改めて御説明させて頂ければと思えますので、是非御理解を頂きたいと思えます。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 廃止の具体的な理由というふうなことの御質問でございますので、改めて御説明申し上げますと、冒頭の説明にもございましたけれども、この制度は49年に創設されております。これは県の制度として創設されたもので、平成11年にこの制度廃止されたと、その制度の廃止の背景につきましては様々ございますけれども、国において福祉政策が充実してきたようなことも受けましてこの制度が廃止されたという

ことでございます。ただ、その当時において、この制度廃止に伴って直ちに単市としての制度廃止することなく現在まで継続をしてきている背景がございます。しかしながら、先ほど来の御説明でも申し上げておりますとおり、法律の改正により相当程度この障害福祉政策そのものが拡充をされております。障害者総合支援法というものが成立されて以降は、さらにこの障害者に対するサービスのメニューも拡大をし、また支援措置も拡大をしているというふうなことがございます。となりますと、昭和49年に創設されたこの制度の趣旨、目的というものは、十分でない背景の中で設立されたこの制度がその時代の流れの中でサービス提供が拡充されてきた、トータル的にこの制度の意義というものを見直し検討した結果、総合的な判断のもとに、今回この条例、この制度については廃止をさせて頂くということで御提案をさせて頂いておりますので、その点御理解頂きたいと思いません。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 3回目の質問なんですが、連携協定に関わる、議案第2号に関わる質問についてなんですけれども、地方自治法252条の2というのは定めがあるというのは私もよう承知しております。しかし、先ほど地方自治の福祉の増進とか身近なサービスは地方自治体が委ねることが基本だと、基本だということですよ。

それと、大変心配なことは、私は福山市の広域連携の大枠といいますか、この公共施設サービスそのものを、総量そのものを縮減するということです。こういう計画がやられてるし、教育委員会の統廃合もその手法を使ってやられてるわけです。ですから、そこに対する質問に対して的確に答えなくてはいけない、ここの連携協約を結んだら高次の都市機能の集積強化をやるんだと、取組が。私がさっき言ったその中身が福山市の例じゃないんかということをあえてききました。そうじゃないのなら集約化ということが書いてあるけど、竹原市はこれは関係ないんですよと、今ある公共施設やサービスを集約化、総量そのものを縮小するということはいささかもありませんということを明言しなくてはいけないと思うんです。そして、竹原市の子育てや若者の雇用や、これをやるために連携協定があるんだと、それが明言できますか。そこをはっきりして頂きたい。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 連携中枢都市圏構想の部分につきまして御質問頂いたことと思いますが、基本的に地域の活性化という部分につきましては、持続可能なものになるようにどういうふうにやっていくかということ、この協約の中で議論していくというふうに

理解しております。先ほどおっしゃられましたように機能集約するのか、それによって縮減するのかという部分につきましては、それぞれの機能を維持しながら、人口減少あるいは高齢化社会という部分を踏まえた上でどういう形にしていけばいいのかというものをいろいろ議論しながらよりよいものにしていこうというものでございますので、御理解頂ければと思います。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員の質疑を許します。

10番（宮原忠行君） それでは、議案第1号の行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について質疑をさせて頂きたいと思います。

本議案につきましては、提案要旨にも明記されていますように、行政不服審査法の全部改正に伴って提案されたものであります。そこで、改めて行政不服審査法の原型的かつ統一的な理解のために、そもそも行政不服審査法とはどういう保護法益の実現を目指して成立し、その運用実態はいかなるものであり、なぜ全部改正に至ったのか、その経緯と理由をお示し願います。

また、この法律に基づいて締結されていた行政不服審査会事務の事務委託に関する運用実態はどのようなものであったのか御教示願います。

次に、議案第4号の竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案は地方創生に係る諸施策を進めるための優遇税制を定めるものですが、その前提となる改正地方再生法により認定された広島県と23市町を作成主体とする広島県活力向上地域特定業務施設促進プロジェクトがあります。広島県並びに竹原市における地域創生施策がどのように展開されようとしているのかという全体的な理解が求められているところであります。また、提案された説明資料だけでは用語の規定を理解することは困難であります。

そこで、説明資料にある不均一課税を受ける対象事業の移転型と拡充型は、改正地方再生法並びに施行令においてどのように規定されているのかお示し願います。

また、広島県活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトの概要と、移転型事業と拡充型の対象事業所、企業についての説明を求めます。

議案第11号の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案について質疑をさせていただきます。

現行の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例は、昭和39年3月25日、条例第7号として制定、施行され、これまで一度も改正されることなく運用されてきたものであ

りますが、これまでの運用においてどのような問題があったのか、また公共的団体はどのように規定されるのか、さらに公共的団体における公益事業をどのように規定しているのか、法規範が制定もしくは改正されるということは、その法的規範に基づく予見可能性が可視化され、市民活動の指針なり計画等を進める上で必須の条件であります。少なくとも恣意的な運用に基づく裁量権の逸脱、濫用の問題等、将来に禍根を残すことがあってはなりません。明確な法規範としての定義をお示し願います。

最後に、議案第17号の平成27年度竹原市一般会計予算案について質疑をさせていただきます。

補正予算案の歳入に係る市民税の個人分について2,894万8,000円、法人分について1,737万1,000円、合わせて4,631万9,000円の増額補正となっています。本市における雇用状況を見ると、新開地区土地区画整理事業の進捗に伴う区画整理区域内への小売業の進出等に伴う雇用創出により人手不足感の状況になっています。いわば完全雇用の状況に近づいているんだらうと、このように考えるところであります。

そこで、個人市民税の増額補正はこのような実体経済の活性化に基づく雇用と賃金状況の改善に基づくものと理解していいのか、また法人市民税についても生産活動の拡大等の実体経済を反映し、平成28年度においてもその状況を持続し、中・長期的な税収減少傾向を示してきた本市の税収動向が好転するものと期待できるのか、それとも株高等による時価総額の上昇による決算処理に基づく一時的利益の計上によるものであって、生産活動の拡大等の実体経済を反映したものではなく、平成28年度の法人市民税の税収は依然として厳しい状況にあるのか、その見通しをお示し願います。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 大きく4点御質問頂きましたうち、私の方からは1点目と3点目、4点目についてお答えさせて頂ければと思います。

まず、1点目の行政不服審査法に伴う広島県への事務委託につきましてですが、この審査法は行政処分に関しまして国民が迅速かつ公正な手続のもとで行政庁に対して不服申し立てできる制度を定めているものでございまして、国民の権利、利益の救済、それから行政の適正な運営の確保を目的としているものでございます。議員も御承知のとおり、昭和37年の制定以来、実質的な法改正が行われていない、こういうところで公正性や利便性の向上などの観点から時代に即した見直しを行うべく、このたび約50年ぶりということで抜本的な改正が行われたものということでございます。

具体的には、審査請求への手続の一元化、それから期間制限の延長、第三者機関の新設ということが盛り込まれておりまして、我々もこの間そういった運用上でこういう御相談を受けたというような実績がない中で、新たに設けられました第三者機関、これについては県内他市町と同様に広島県が多数の実績を持っているということで、広島県行政不服審査会、こちらの方に事務を委任することが適当であろうということで、今回上程をさせて頂いてというのが背景でございます。

それから、3点目の議案第11号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正でございますけども、この議案に関しては、現在厳しい財政状況であるとか人口減少等によりまして公共施設等の利用事情が変化するということを踏まえまして、財政負担の軽減であるとか平準化など、市有財産の管理や運営に関して最適化を行う必要があるということが求められているのではないかと考えておりまして、その一つとしまして、現在その基礎データとなる固定資産台帳の整備等も行っている現状がございます。こうしたことを踏まえまして、今後将来にわたって市有財産が持つ可能性を最大限に引き出すよう有効活用を推進していく必要があるという考えで、今回の一部改正を上程をさせて頂いております。このたびの改正につきましては、既に多くの自治体でこういった条項整備をされている状況の中で、本市においてはその他公共団体という表示しか、地方公共団体、その他公共団体というような部分しか持ち合わせていなかったということにおいて、公共的団体、これについては法人格の有無を問わず公共的な活動を営む団体というふうに幅広く捉えておりますけども、公益事業につきましては一般公衆、日常生活にとって欠かすことができない、例えば電信電話、水道、電気、ガス、医療といったこういった事業等を意味するものと我々は認識しております。

4点目の補正予算でございますが、このたびの補正予算につきましては、先ほど御説明もさせて頂きましたとおり、歳入歳出それぞれ財源の精査であるとか各種事業の精算が主なものということで、歳入全般に関わっては、景気動向などの影響も含めまして市税や交付税等の決算見込みを精査したということで、また事業精算に伴う国県支出金の精算見込み等により補正予算を計上しておりますので、そのように御理解を頂ければと思います。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 建設産業部長。

建設産業部長（谷岡 亨君） 2点目の御質問で頂いております議案第4号についての御質問でございます。

これは固定資産税の不均一課税ができる条例案でございますけど、これができる移転型と、それから拡充型というのがございます。この規定につきましては、議員御質問がございました地域再生法と、それから施行令の中にこういった規定がございます。地域再生法の第17条の2第1項のところに規定がなされております。

この移転型につきましては、東京23区から本社機能を有する調査及び企画、あるいは情報処理、あるいは国際事業部門等の事務所、それから研究所、研修所を3大都市圏以外の地域に移転して整備する場合は移転型というものでございます。

拡充型につきましては、3大都市圏以外において本社地域を有する企業等が事務所、研修所などを地方に整備し、機能を拡充する場合に対象となるというものでございます。

それから、次の広島県の活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトの概要ということでございますけど、これにつきましては企業の地方拠点の強化の促進を目的として企業の立地環境の整備を支援するというので、地域における就労機会の創出等を図ることを目的として、計画の策定主体、あるいは区域、計画期間、それから事業の内容等を盛り込んでいる計画プロジェクトとなっているものでございます。この計画に位置付けております事業所等につきましては、移転型の企業と致しましては、東広島市で機械製造業が1社、それから拡充型の企業としましては、本市の県営竹原工業・流通団地に進出する各種非破壊検査業の株式会社シーエックスアール、そのほか広島市ではサービス業が1社、それから尾道市で船舶修繕業の1社というのが位置付けられているところでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） 議長もおそらくあれと思ったんじゃないかと思うんです。といいますのは、固定資産税の不均一課税に関することですから、総務の所管と、このように考えておったわけです。提案の時もそうですけど、答弁も建設産業部長と、こういうことなんです。実は、これは地域再生法に基づく、ある意味でいえば地域活性化といいますか、ということできとる話なんで、本来民生産業の方で担当すべき事務分掌だろうと思うんです。できましたら、もし必要があればこの会議終了後、直ちに議運を開いて頂いてそのような組替えをして頂いてもいいし、議長の職権によって、この事務につきまして民生産業委員会の方へ所管替えをするというお約束が頂けるんならば、時間の関係もありますから、あと若干しゃべらせて頂いて終わろうと思いますので。

といいますのは、今の地域再生、固定資産税の不均一課税も、本社機能の移転による特

別償却じゃないんです。だから、なぜその施行令に基づいた規定をしてくれと言うたかという、例えば乙井谷の工業団地であれば土地が余つとるねと、そこを遊ばせとるわけにはいかないねというような形の中での研修施設が来るということですよね。じゃから、私提案の理由の説明そのものも間違つとると、このように思うわけじゃけえ。そういうことでもありますから、是非とも担当の民生産業委員会においてしっかりと実態の把握と議論を進めていきたいと思しますので、議長においてよろしくお取り扱いのほどをお願いを致したいと思します。

また、とりわけ行政不服審査法、これ行政救済法といって行政の作為、不作為によって利益が侵害された国民、あるいは市民の利益を擁護するための非常に大事な法律なんです。それで、よくありますけれども、例えば生活保護の受給をめぐる問題、あるいは課税をめぐる問題、あるいは国民健康保険の資格証明書の交付、あるいは情報公開に基づく作為、不作為の問題等いろいろあるわけなんです。ですから、担当委員会においてしっかりと議論をして頂きたいという願いの中で質疑をさせて頂きました。今度は傍聴に行って頂きまして、採決の時の質疑においてその状況を見て、さらに質疑を展開するかどうかを決めさせて頂きたいと思しますので、よろしくをお願いを致します。その上で、議長において先ほどの所管替えについてのお答えを頂きたいと思しますので、よろしくをお願いを致します。議長（北元 豊君） 今の件につきましては協議をしましてまいります。

これをもって質疑を終結致します。

議案第4号の今の竹原地方活性化ということで、所管は民生産業委員会に属しております。ということで、今の件につきましては民生産業委員会に属しているということで確認をしておきます。よろしくお願ひします。

ただいま議題となっております議案第1号行政不服審査会事務の事務委託に関する協議についてから議案第22号平成27年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの22件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託致します。

以上で本日の日程は終了致します。

会期予定のとおり、2月24日から26日までの間は各常任委員会の審査をお願いし、2月29日は本会議を開きます。

本日はこれにて散会致します。

大変御苦労さまでした。

午前11時56分 散会